

振興基準（平成30年12月28日付け20181221中第2号） 新旧対照表

改正後	改正前
前文 [略]	前文 [略]
第1～第7 [略]	第1～第7 [略]
第8 <u>下請取引の機会の創出の促進</u> その他下請中小企業の振興のため必要な事項	第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項
1) <u>下請取引の機会の創出の促進</u>	[新設]
(1) <u>認定下請中小企業取引機会創出事業者（以下、「認定事業者」という。）の事業活動が、下請中小企業の取引先の拡大等下請中小企業の振興を図るために重要であることから、発注者は、認定事業者による取引先の開拓、変更等について不当に干渉するなどして、認定事業者の事業遂行を妨げてはならないものとする。</u>	
(2) <u>認定事業者の事業活動は、中小企業者と当該中小企業者の発注者との間に入り、当該中小企業者が有する技術や生産能力等の強みを踏まえ、取引対価をはじめ適正な取引条件で、当該中小企業者に対し再委託をすることである。このため、認定事業者は、再委託をする見込みのある中小企業者の強みを自ら把握するよう努めることが必要である。</u>	
(3) <u>認定事業者は、再委託をする見込みのある中小企業者が当該再委託をした行為の一部についてさらなる再委託を認める場合には、当該さらなる再委託に係る適正な取引の確保に努めるものとする。</u>	
(4) <u>認定事業者の事業活動を通じて下請中小企業の取引の機会の創出が適正に行われるよう、認定事業者は、次の事項に配慮するものとする。</u>	
① <u>発注者から委託を受けた行為について、再委託をする中小企業者を決定した場合において、再委託先としなかった中小企業者から理由の説明の要請があったときは、原則として再委託をしないこととした理由を示すこと。</u>	
② <u>提携等を行っている、再委託をする見込みのある中小企業者には、取引機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行うこと。</u>	
(5) <u>認定事業者との取引が中小企業の経営において重要な役割を担い、影響力を持ち得るものであることに鑑み、認定事業者は、取引条件の書面等による明示及び交付、中小企業者と共同した受発注や決済等のデジタル化に向けた努力、取引対価の適切な決定その他の本基準が示す内容のうち、</u>	

改正後	改正前
<u>親事業者のよるべき事項を踏まえて取引を行うものとする。</u> <u>(6) 認定事業者は、中小企業者との取引に当たり、取引対価とは別に手数料等を設定及び変更する場合においては、中小企業者の不利益となる価格設定となることのないよう、中小企業者と十分に協議して決定するものとする。</u> <u>2) ～ 9)</u> [略]	1) ～ 8) [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この基準は、令和3年 月 日から施行する。